後期高齢者医療 被保険者証が

平成24年 8月から

変わります

※7月下旬にお住まいの市町村から届きます。



後期高齢者医療被保険者証(見本)

限度額適用標準負担額 減額認定証(見本)

※認定証は、該当になる方に送られます。
※認定証は、医療機関窓口に提示してください。

※お持ちで無い方は、市町村の後期高齢者 医療担当窓口にご相談ください。



平成24年**8月1日から**必ず医療機関窓口に 提示してください。



新しい後期高齢者 医療被保険者証は 色も変わります。

制度の対象者

- ●75歳以上の方
- ●65歳以上の方で寝たきり等 一定の障がいがあると認定された方 ※申請して広域連合の認定を受けた方

窓口負担割合について

- ●一般の方………… 】割
- ●一定以上の収入のある方…… 3割

お問い合わせ先

- ●保険料の徴収・申請等に関すること お住まいの市役所、町村役場の後期高齢者医療担当課
- 制度全般に関すること

秋田県後期高齢者医療広域連合

◎業務課 ☎018-853-7155

◎総務課 ☎018-838-0610



秋田県後期高齢者医療広域連合 http://www/akita-kouiki.jp/

※被保険者証の交付に関して手数料は一切かかりません。 詐欺には十分ご注意ください。